○志摩市鳥獣害に強い地域づくり支援事業費補助金交付要綱

平成31年3月28日

告示第52号

改正　令和3年9月30日告示第160号

(趣旨)

第1条　この要綱は、鳥獣害に強い地域づくりを目的に、地域又は営農組合等団体主体の農林産物及び人畜への鳥獣被害対策活動を支援するため、予算の範囲内において志摩市鳥獣害に強い地域づくり支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、志摩市補助金等交付規則(平成16年志摩市規則第60号)及び志摩市農林水産業振興事業補助金等交付要綱(平成17年志摩市告示第3号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条　補助金の交付対象者は、市内において次条に定める事業を実施する団体等で、次の各号に掲げるものとする。

(1)　営農組合、農業協同組合その他農業者等が3人以上で組織する団体

(2)　自治会等が事業主体となる団体

(3)　志摩市猟友会又は志摩市猟友会に属し、3名以上で組織する団体

(4)　前3号に掲げるもののほか、鳥獣害対策事業を行う法人

2　前項の規定にかかわらず、団体等の構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である場合は補助の対象としない。

(補助対象事業)

第3条　補助金の交付対象事業は、団体等が取り組む次に掲げるものとし、その補助対象経費の内訳は別表のとおりとする。

(1)　野生鳥獣の追上げ、追払い等を発展的に行う事業

(2)　野生鳥獣害対策を講じるための調査・研究・研修事業

(3)　野生鳥獣が近づきにくい環境づくりを行う事業

(4)　野生鳥獣捕獲者の学習・研修・育成を行う事業

(5)　野生鳥獣に対し試験的要素を含む捕獲を行う事業

(6)　食肉利用(ジビエ)に取り組むモデル的事業

(7)　その他市長が必要と認める事業

(補助率等)

第4条　補助金の限度額及び補助率は、別表のとおりとする。ただし、国又は他の地方公共団体等から当該補助対象経費について補助金の交付を受ける場合にあっては、当該補助対象経費から国又は他の地方公共団体等から受ける補助金の額を減じた額に別表に定める補助率を乗じて得た額とし、当該額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第5条　補助金の交付を受けようとする者は、鳥獣害に強い地域づくり支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2　補助金の交付を受けようとする者は、第3条に定める同事業において、前項の申請を1年度につき2回以上行えないものとする。

(交付決定等)

第6条　市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査の上、鳥獣害に強い地域づくり支援事業費補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2　市長は、前項の決定に際して、必要な条件を付すことができる。

(補助事業の計画変更)

第7条　補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業(補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。)の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ鳥獣害に強い地域づくり支援事業計画変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付対象となる各経費間において、いずれか低い額の10パーセント以内の経費配分の変更については、この限りでない。

2　市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査し、鳥獣害に強い地域づくり支援事業計画変更承認(却下)通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条　補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ鳥獣害に強い地域づくり支援事業費補助金に係る補助事業の中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2　市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、鳥獣害に強い地域づくり支援事業中止(廃止)承認通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から20日を経過した日又は事業が完了した日の属する会計年度の3月15日のいずれか早い日までに、鳥獣害に強い地域づくり支援事業費補助金に係る補助事業実績報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条　市長は、前条の規定による報告があった場合において、報告に係る書類を審査し、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、鳥獣害に強い地域づくり支援事業費補助金交付確定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条　補助金の交付は、交付すべき補助金の額を確定した後、鳥獣害に強い地域づくり支援事業費補助金交付請求書(様式第9号)による請求を受けて行うものとする。

(補助金の返還等)

第12条　補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、鳥獣害に強い地域づくり支援事業費補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により補助金の交付を取り消し、又は鳥獣害に強い地域づくり支援事業費補助金返還命令書(様式第11号)により補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1)　虚偽の申請その他不正な手段により交付決定を受けたとき。

(2)　この要綱に定める事項に違反したとき。

(3)　実施した事業が申請内容に即していないと認められるとき。

(4)　補助金交付決定の条件に違反し、これに基づく市長の処分に従わないとき。

(その他)

第13条　この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附　則(令和3年9月30日告示第160号)

(施行期日)

1　この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2　この告示の施行の際、この告示による改正前の各告示の規定に基づく様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表(第2条、第3条、第4条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象事業の区分 | 補助対象経費 | 限度額及び補助率 |
| 1　野生鳥獣の追上げ、追払い等を発展的に行う事業  2　野生鳥獣害対策を講じるための調査・研究・研修事業  3　野生鳥獣が近づきにくい環境づくりを行う事業 | (1)　追上げ、追払い等に使用する消耗品、材料等  (2)　テレメトリー受信機等調査機器の購入費用及び使用料  (3)　自主防除に取り組むための会議・調査・研修等の開催経費  (4)　耕作放棄地及び森林(場周りの山林を含む。)の管理、放棄作物の処分等環境整備のための燃料代、消耗品、機器の購入費用及び使用料、委託料等 | 限度額  100,000円  補助率  (1)(2)　3分の2以内  (3)(4)　2分の1以内 |
| 4　野生鳥獣捕獲者の学習・研修・育成を行う事業 | 野生鳥獣の捕獲に関する学習・研修等に要する経費(狩猟免許取得に係る講習会等は除く。) | 限度額  50,000円  補助率  2分の1以内 |
| 5　野生鳥獣に対し試験的要素を含む捕獲を行う事業 | (1)　野生鳥獣捕獲のためのわな、消耗品等の購入費用及び使用料  (2)　先進的な捕獲わなの設置及び捕獲技術に要する経費 | 限度額  (1)　50,000円  (2)　300,000円  補助率  (1)　2分の1以内  (2)　3分の2以内 |
| 6　食肉利用(ジビエ)に取り組むモデル的事業 | (1)　捕獲した鳥獣のジビエ活用に関する学習・研修等に要する経費  (2)　食肉加工処理施設の整備にかかる設計費用、工事費用、備品購入費用 | 限度額  (1)　50,000円  (2)　1,000,000円  補助率  2分の1以内 |
| 7　その他市長が必要と認める事業 | 市長が必要と認める経費 | 限度額  300,000円  補助率  2分の1以内 |